

# シニアカー

令和8年4月1日から  
受け付け開始！

購入やレンタル・リースの費用を一部補助します！



## 対象者

- ・市内に住民登録があり、市税を滞納していない人
- ・65歳以上の人

⚠ 他の制度によるシニアカーの購入やレンタルなどに関する補助を受けている人は対象外です。

## 対象のシニアカー

- ・対象者本人が使用するもの
- ・購入の場合は日本産業規格 (JIS) T9208に適合する新品



⚠ すでに購入やレンタルなどを行っているシニアカーは対象外です。

## 補助金の額

### 購入の場合

購入費の3分の1 (最大10万円、1,000円未満切り捨て)

### レンタルまたはリースの場合

レンタルなどに必要な費用の4分の1 (補助金の累計額が10万円に達するまで)



## シニアカーってどんな乗りもの？

### シニアカーの特徴

- ・運転免許証がいない
- ・最高速度は時速6キロ (大人の早歩きと同じくらい)

- ・歩行者と同じ交通ルールで運転しましょう  
歩道や道路の右側、横断歩道を走行しましょう

⚠ シニアカーは歩行者扱いですが、近くに歩行者がいるときは歩行者優先です。



シニアカーの補助を受ける場合は、  
購入やレンタルなどをする前に  
市役所への申請が必要です

## 受付・お問い合わせ

藤岡市役所 総務部 地域安全課

場所: 藤岡市役所 防災センター1階  
TEL: 0274-40-2245 (直通)

HPは  
こちら

